

「健康しが たばこ対策指針」

改定版

令和3年3月

滋賀県

目 次

1. 指針改定の趣旨	1
2. 指針の性格と役割	1
3. たばこ対策の具体的な取組内容	2
(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及	2
(2) 20歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策	2
(3) 受動喫煙防止対策	4
(4) 禁煙の支援	5
4. たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築	6

1 指針改定の趣旨

滋賀県の平均寿命は年々伸びてきていますが、社会環境や生活環境の変化、急速な人口の高齢化の進展とともに、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加し、要介護者等の増加も深刻な社会問題となっています。

本県では、平成13年3月に、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸および生活の質の向上を目的に「健康いきいき21－健康しが推進プラン－」を策定し、県民の健康づくりの推進に取り組んできました。

この計画においては、喫煙対策として「喫煙が及ぼす健康影響を低下させる」ことを目標として、「喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及」を図るとともに、対策の3本柱として、「20歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策」、「受動喫煙を防止するための分煙対策」、「喫煙習慣を改善するための禁煙支援」を掲げました。さらに、平成14年12月には、本計画のたばこ分野の行動指針として、「健康しが たばこ対策指針」を策定し、その推進を図ってきたところです。

指針の策定後、健康増進法の制定、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の努力義務規定による自主的取組の推進、本計画の改定など、たばこ対策を取り巻く状況の変化を踏まえて、平成22年11月、平成27年3月に指針の改定を行いながら、これまでたばこ対策に取り組んできました。

この間、県民、関係機関・団体、行政でのたばこ対策の取組が拡がり、平成28年国民健康・栄養調査において、滋賀県の男性の喫煙率（20.6%）が全国で一番低くなるなど成果がみられますが、平成27年の「滋賀の健康・栄養マップ」調査の結果からは、受動喫煙防止のための取組の必要性が明らかとなっています。

また、平成30年7月には、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）が公布され、改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）が令和2年4月1日に全面施行されたことから、受動喫煙防止対策の強化が図られています。

そこで、従来なたばこ対策を継続しながら、さらに受動喫煙防止対策を推進するため、本指針を改定することとしました。

2 指針の性格と役割

- ・ 県においては、健康寿命の延伸という側面から、たばこ対策を総合的、計画的に進めるための行動指針とします。
- ・ 市町および関係団体・学校・職域においては、この指針を踏まえ、県や他団体との横断的な連携を図りながら、重点的・効果的な取組を期待します。
- ・ 県民の皆さんには、この指針の趣旨や内容について賛同と理解を得て、積極的な実践を期待します。

3. たばこ対策の具体的な取組内容

(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及

県民への正しい知識の普及には、県や市町、保健・医療機関が関係機関・団体等と連携を図りながら、様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行うことが必要であることから、次の内容について取り組みます。

①県および市町

県は、たばこ（加熱式たばこを含む。以下同じ）の煙が本人および周囲の者の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について地域の教育機関や関係団体等と連携を図りながら、正しい知識が持てるようパンフレットの配布、ポスターの掲示、講演会、シンポジウム等の開催、また、ホームページや広報誌の活用等様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行います。

また、喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及の程度や県民の喫煙率等を調査分析し、公表するよう努めます。

市町は、たばこの煙が本人および周囲の人の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について、住民が正しい知識を持てるよう、健康診査や健康教育、広報誌等を活用するなど様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行います。

②医療機関

医療機関は、喫煙が患者本人および周囲の人の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について指導を行います。

③各関係団体

各地域における活動の中で、様々な機会を通じて、喫煙が及ぼす健康影響について住民への啓発を行います。

④事業所

事業所は従業員に対し、喫煙が本人および周囲の人の健康に影響を及ぼすことや、禁煙の効果等について、健康教育や相談、各種啓発を通じて正確な情報提供を行います。

<「健康いきいき21－健康しが推進プラン－[第2次]」目標値>

- ・成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）
- ・妊娠中の喫煙をなくす

(2) 20歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策

20歳未満の者の喫煙率は、全国では経年的に見ると男女とも概ね減少傾向にあるも

の、20歳未満の者による喫煙は依然としてあることから、引き続き喫煙を防止するため、次の内容について取り組みます。

① 県および市町

県は、20歳未満の者の喫煙が及ぼす健康影響について、県民や関係機関、青少年健全育成団体等に対し、積極的に情報提供するとともに喫煙防止のための啓発を行います。

市町は、教育委員会や管内の学校、保護者会、青少年健全育成団体等と連携を図り、20歳未満の者の喫煙防止を進めるとともに、禁煙支援のための活動に協力します。

② 教育機関

教育委員会は、すべての教職員や学校関係者に対して、児童生徒の喫煙防止の重要性を認識させるとともに、小・中・高等学校等の各段階に合わせて、喫煙が及ぼす健康影響、特に、20歳未満の者の喫煙が心身ともに健康への影響が大きく、成人後にも影響を及ぼすことや、友人からの喫煙の勧めに対する断り方など、教職員が効果的な指導を実施できるよう、保健・医療機関等と連携しながら取組を推進します。

また、学校長は、学校の実情に合わせ、学校医、県健康福祉事務所（保健所）、市町保健センター等の協力を得て、子どもやその保護者に対し、20歳未満の者の喫煙が違法であることに加えて、喫煙が及ぼす健康影響、妊娠と喫煙の関係等について具体的に指導する必要があります。特に、子どもが喫煙に興味を示す前（就学前や小学校低学年など発達段階に応じて）からの喫煙防止教育を重視します。20歳未満の者が喫煙に興味を持たないよう、また、20歳未満の者をたばこから遠ざけるため、教職員は学校敷地外であっても、教育活動中において、児童生徒の前で禁煙とします。

③ 保護者

保護者は、喫煙防止教育の意義と必要性を十分に理解するとともに、子どもが喫煙に興味を示す前（就学前や小学校低学年など発達段階に応じて）に、家庭において「たばこは有害であり、絶対に吸わない」という認識を子ども自身に持たせることが必要です。

また、20歳未満の喫煙者は、親も喫煙者であることが多いという調査結果もあることから、保護者が喫煙者の場合、子どもが喫煙に興味を持たないよう、子どもの前では禁煙とします。

④ 医療機関

医療機関は、20歳未満の喫煙者に対し、学校等と連携して禁煙指導を行います。

⑤ たばこ販売者

たばこ販売者は、たばこ店、自動販売機、コンビニエンスストア等いずれの販売形態であっても、身分証明書等で年齢を確認します。

<「健康いきいき21－健康しが推進プラン－[第2次]」目標値>

未成年者の喫煙をなくす（15～19歳の喫煙者の割合）

（3）受動喫煙防止対策

多数の者が利用する施設等の管理権原者等が、健康増進法の趣旨を理解し、遵守するとともに、県民一人ひとりが、望まない受動喫煙をなくすための正しい理解、行動ができるよう、次の内容について取り組みます。

①県および市町

健康増進法第25条に基づき、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上のための啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備等、受動喫煙を防止するための措置を、関係者と相互に連携を図りながら総合的かつ効果的に推進するよう努めます。

併せて、県・市町村庁舎を原則敷地内禁煙とします。

②教育機関

小・中・高等学校、専門学校（20歳未満の者が主として利用する施設に限る。）等については、保護者、利用者等の関係者の理解と協力のもと、原則敷地内禁煙とします。また、大学や短期大学においても、20歳未満の者が在学する施設であるため、原則敷地内禁煙とします。

③医療機関

医療機関を受診する人が安心して利用できるよう、原則敷地内禁煙とします。

④多数の者が利用する施設等に喫煙場所を設置する管理権原者

喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、施設の出入り口付近や利用者が多く集まるような場所等への設置を避けるなど、設置場所に配慮します。

また、喫煙場所を設ける場合には、健康増進法第33条に定める技術的基準を遵守するとともに、たばこの煙の排出先について、当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案し、受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じます。

⑤事業所

事業所については、④に加え、労働安全衛生法および「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令和元年7月厚生労働省健康局健康課策定）に基づき、職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、従業員の受動喫煙を防止するため、適切な環境整備に努めます。

⑥県民

望まない受動喫煙をなくすための正しい行動ができるよう、一人ひとりが受動喫煙に関する正しい知識の習得、理解に努めます。

また、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、喫煙可能な、かつできるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するなど、家庭を含め周囲の状況に配慮し、子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所等では喫煙を控えます。

< 「健康いきいき21－健康しが推進プラン－ [第2次] 」目標値 >

- ・受動喫煙対策を実施している割合の増加（行政機関・医療機関）
- ・受動喫煙の機会の減少（家庭）、（職場）、（飲食店）

（４） 禁煙の支援

禁煙を希望する人が禁煙に取り組めるように、環境を整え、支援するとともに、妊婦の喫煙は、胎児への健康影響が明らかであることから、妊婦だけでなく、妊娠する可能性のある女性、パートナーや同居家族にも禁煙を働きかけるため、次の内容について取り組みます。

①県および市町

県は、禁煙指導者の育成や禁煙支援に必要な情報の提供を、受動喫煙に関する知識の普及と併せて実施します。また、禁煙を希望する人が適切に禁煙支援を受けられるよう、医療機関や関係団体と連携し周知啓発を行います。

市町では、禁煙支援を行う医療機関や薬局についての情報提供等に努め、特定保健指導の機会に禁煙希望者に対して、禁煙支援を行います。

また、妊婦や乳幼児の保護者の喫煙は胎児や乳幼児への影響が大きいことから、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時などの母子保健事業の場等において禁煙の働きかけや支援を積極的に行います。

さらに、20歳未満の者の喫煙防止の観点から、教職員、保護者自身への禁煙サポート支援が重要であり、教育機関と連携して推進します。

②医療機関

医療機関では、禁煙指導や禁煙外来等を充実し、禁煙希望者への支援を行います。

妊娠を望む喫煙者または妊娠している喫煙者が医療機関を受診した際には、喫煙が胎児に及ぼす影響を十分説明し、禁煙指導を行います。

③事業所

事業所は、従業員の安全と健康保持のため、産業医等の指導に基づき、禁煙を希望する従業員に対して、適切な禁煙支援につなげます。

＜「健康いきいき21－健康しが推進プラン－〔第2次〕」目標値＞
成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）

4. たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築

たばこ対策を効果的に推進するためには、常に県民が正しい情報を得られるよう努めると共に、様々な場において、県民の積極的な参加を促進するための関係機関の連携が重要となります。

県においては、関係団体、専門家、県民等による「滋賀県たばこ対策推進会議」を設置し、たばこ対策を県民運動として展開するとともに、構成団体は、県民一人ひとりがたばこ対策について正しく理解し、適切な行動につながるように、健康なひとづくり、健康なまちづくりに努め、いつまでも自分らしくいきいきと生活できる「健康しが」を目指します。